

米原市と事業者等との連携協定の  
締結に関するガイドライン



令和5年10月【策定】

令和6年3月【改訂】

米原市

## 1 本ガイドラインについて

本ガイドラインは、事業活動および公共活動を行う企業法人その他団体であって、国および地方公共団体以外の団体（以下「事業者等」という。）と本市がまちづくりに関する協体制を構築するために、連携協定を締結する場合の留意点を整理したものです。

連携協定のメリットは、住民のニーズに合わせて、民間サービスを活用した行政サービス等を提供できるようになることや、行政の資源や制度だけでは解決できない課題にも取り組むことが可能となり、自治体が抱える地域課題の解決や自治体単独ではできないことを補えることが期待できます。また、事業者等にとっても、自身の強みを生かした新規サービスの展開や社会貢献活動として認められることなどにつながります。

## 2 個別連携協定について

特定の分野や具体的事業を実施するために締結する協定です。

### (1) 個別連携協定の要件

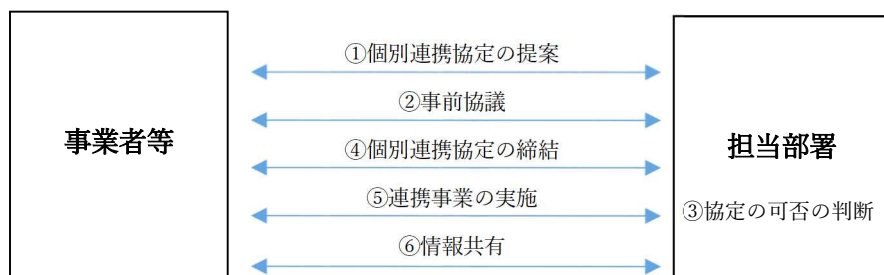
個別連携協定の締結に当たっては、以下のいずれかに該当することを要件とします。

- ① 市の施策の推進に寄与するものであること。
- ② 市民サービスの向上に寄与するものであること。
- ③ 事業者等の自らの発意により、市との連携を希望する活動や分野であること。

### (2) 個別連携協定の流れ

個別連携協定は、協定内容に係る担当部署が窓口となり、次の流れで進めます。

- ① 事業者等または担当部署から、個別連携協定の提案を行います。
- ② 個別連携協定の具体的な内容について、事業者等と担当部署で事前協議を行います。
- ③ 担当部署は、個別連携協定の可否を判断します。
- ④ 個別連携協定の締結を可と判断した場合は、事業者等と担当部署で個別連携協定を締結します。
- ⑤ 締結された個別連携協定に基づき、事業者等と担当部署で連携事業を実施します。
- ⑥ 連携事業について、事業者等と担当部署で適宜情報共有を行います。



### 3 包括連携協定について

多岐にわたる分野において、市と事業者等が双方の強みを生かして、地域の課題解決に向け包括的に相互連携した事業を実施するために締結する協定です。

#### (1) 包括連携協定の要件

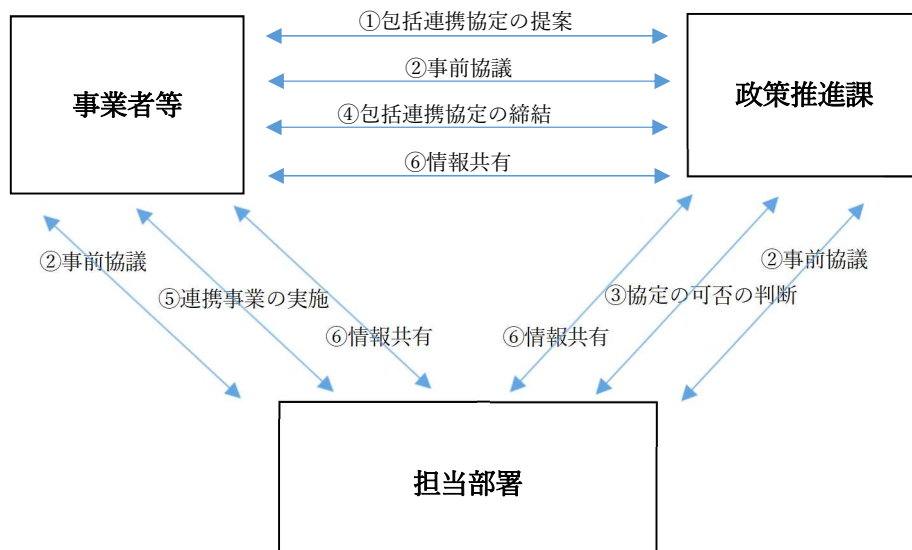
包括連携協定の締結に当たっては、以下の全てを満たすことを要件とします。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではありません。

- ① 1以上の連携事業を実施し、または実施を予定していること。
- ② 以下のうち、3以上の分野を連携協定の内容としていること。
  - (ア) まちづくりに関すること。
  - (イ) 防災・危機管理に関すること。
  - (ウ) DXに関すること。
  - (エ) 自然環境に関すること。
  - (オ) 地域経済の振興に関すること。
  - (カ) 福祉・健康に関すること。
  - (キ) 子育て・子どもに関すること。
  - (ク) 教育に関すること。
  - (ケ) 文化・芸術・スポーツに関すること。
  - (コ) 国際交流・人権に関すること。
  - (サ) その他市民サービスの向上に関すること。

#### (2) 包括連携協定の流れ

包括連携協定は、政策推進課が窓口となり、担当部署と調整し次の流れで進めます。

- ① 事業者等または政策推進課から、包括連携協定の提案を行います。
- ② 包括連携協定の具体的な内容について、事業者等、政策推進課および担当部署で事前協議を行います。
- ③ 政策推進課と担当部署は、包括連携協定の可否を判断します。
- ④ 包括連携協定の締結を可と判断した場合は、事業者等と政策推進課で包括連携協定を締結します。
- ⑤ 締結された包括連携協定に基づき、事業者等と担当部署で連携事業を実施します。
- ⑥ 連携事業について、事業者等、政策推進課および担当部署で適宜情報共有を行います。



※ 包括連携協定の締結に至らなかった場合は、事業者等と担当部署で協議の上、必要に応じて個別連携協定を締結するなど、連携事業を実施することは可能です。

#### 4 協議に当たっての基本原則

連携協定に係る協議は、以下の原則に基づいて行います。

##### (1) 市民第一の原則

市民の利益を第一に考え、事業者等の利益優先に偏重しないようにします。

##### (2) 対等な関係の原則

提案の実現に向けて、対等なパートナーとして信頼関係を築きます。

##### (3) 公平性確保の原則

全ての事業者等に、提案の機会を確保します。

##### (4) 具体性・確実性重視の原則

連携事業の具体性・実現性を高めるために、密に対話を行います。

##### (5) 目標共有・役割分担の原則

連携協定の目標を共有し、役割分担を明確にします。

##### (6) 透明性確保・アイデア保護の原則

連携事業は開かれた過程の中進めることを基本としますが、独自のアイデアについては保護します。

#### 5 連携協定締結後における取組

連携協定の締結後は、協定の内容が実施されるよう以下の点に留意してください。

##### (1) 市と事業者等が継続的に連携し、関係性を強化していけるよう、年1回以上、会議

等を開催して協定の内容等について定期的に確認しなければならないものとします。

- (2) 市と事業者等は、年に1回以上、協定の内容に基づく事業を実施するよう取り組むものとします。ただし、災害に関する事項は、災害時に備え、平時から協定の内容に基づく支援等を相互に確認するものとします。

## 6 連携協定の解除

- (1) 次のいずれかに該当すると認めるときは、連携協定を解除することができるものとします。

- ① 連携協定の要件を満たさなくなったとき。
- ② 事業者等が欠格事項に該当したとき。

- (2) 2年以上連携事業の実績がなく、かつ、将来的にも連携事業を実施する可能性が低いと判断したときは、連携協定（ただし、防災・危機管理に関する分野を内容としたものを除く。）を解除するための協議ができるものとします。

- (3) 事業者等への通知について

市長は、(1)に基づく連携協定の解除または(2)に基づく連携協定を解除するための協議を行うときは、当該事業者等に事前に通知するものとします。

## 7 欠格事項

以下のいずれかに該当する場合は、連携協定を締結することはできません。

- (1) 事業者等について

- ① 法令等に違反する行為を行った者またはこれに類する者
- ② 米原市暴力団排除条例(平成23年米原市条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団または同条第2号に規定する暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係のある者またはそのおそれがある者
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項および第2項の規定に該当する者
- ④ 市税を滞納している者
- ⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)、会社更生法(平成14年法律第154号)、破産法(平成16年法律第75号)その他倒産等に関する法律に基づくいずれかの手続について申立てがなされている者
- ⑥ その他連携協定の対象としてふさわしくないと市長が認める者

- (2) 連携事業について

- ① 事業者等の直接的な営業または広告宣伝を目的とするもの
- ② 政治的または宗教的活動を目的とするもの
- ③ 法令等で製造、提供等が禁止されている、または法令等に基づく許可等を受けていない役務または商品を提供するもの
- ④ 人権侵害、差別または名誉棄損のおそれがあるもの
- ⑤ 公序良俗に反するもの
- ⑥ その他連携事業としてふさわしくないと市長が認めるもの

## 8 その他

- (1) 本ガイドラインに定めのない事項または内容に疑義が生じた場合には、市および事業者等がその都度協議の上、これを取り決めるものとします。
- (2) 本ガイドラインは、連携事業の運用状況およびその他の状況等に応じ、適宜、見直すこととします。

付 則

本ガイドラインは、令和5年10月1日から施行します。

付 則

(施行期日)

- 1 本ガイドラインは、令和6年3月22日から施行します。

(遡及適用)

- 2 本ガイドラインの「6連携協定の解除」については、本ガイドライン施行前の連携協定にも遡及できるものとします。

### 【問合せ先】

〒521-8501

滋賀県米原市米原 1016 番地

米原市役所 政策推進部 政策推進課

電話：0749-53-5162 FAX：0749-53-5148

E-mail：sousei@city.maibara.lg.jp